平成26年10月31日 第11632号

◎岡山県告示第五百四十四号

(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、

とおり保安林の指定を解除する。

平成二十六年十月三十一日

解除に係る保安林の所在場所

原木

太

赤磐市桜が丘東六丁目六の七五八、六の七五九、八三二の二

保安林として指定された目的

旨定里由の肖

三

旧定理由の消滅

◎岡山県告示第五百四十五号

(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 道路の区域を

その関係図面は、 岡山県土木部道路整備課におい て告示の 日から二十日間 般 の縦覧

道路の種類

道路の区域

平成二十六年十月三十一日

木 太

新 別 知 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日

◎岡山県告示第五百四十六号

とおり開始する。 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 道路の供用を

その関係図面は、 岡山県土木部道路整備課におい て告示の 日から二十日間 般 の縦覧

平成二十六年十月三十一日

岡山県知事

木 太

下原	路	
船	線	
穂線	名	
倉敷市船穂町柳井原字	区	
上池ノ内二二三四番一	間	
平成二十六	年 供 用開 始	

道路の

種

類

県道

地先から

倉敷市船穂町柳井原字上池ノ内二二三八番一

地先まで

◎岡山県告示第五百四十七号

河川工事の施行により、 次のとおり廃川敷地等が生じたの で、 河川法施行令 (昭 和四

年政令第十四号)第四十九条の規定により公示する。

その関係図面は、 岡山県土木部河川 、課及び岡山県備中県民局建設部管理課に備え置い

て縦覧に供する。

平成二十六年十月三十一日

廃川敷地等が生じた年月日 水系真谷川

平成二十六年十月三十一

廃川敷地等の位置

 \equiv

倉敷市玉島服部地内

川敷地等の種類及び数量

兀

敷地一二〇・三三平方メー

木

太

[四七二] 次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定によ

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年十月三十一日

原

木

太

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市南溝手字新町南三九九-五

許可を受けた者の住所及び氏名

津山市北園町四六-八北園アパート

ر ا

許可番号

 \equiv

岡山県指令建指第一三四号

◎岡山県選管告示第五十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

平成二十六年十月三十一日

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 Ш 新 風会

岡

なるもと俊一後援会

代表者氏名

和 会計責任者氏名

三 成

木 本

亮 俊

治

氣

成

本

順 子

健

岡山市中区西川原一-一四-二八

東区西大寺中一-四-三一-三

主たる事務所の所在地

岡

長

岡 Щ 県 選 挙 管 理 委 員

員

本 研

吾

九 • 三

平成二六・

届出年月日

九 •

Υ

育てる会

柳田さとし後援会 松成やすあき後援会

IJ IJ IJ IJ

義

藤

龍

馬

原 原 原 原 弓 原 原 谷 入 原

田 田

茂 茂

> IJ IJ IJ IJ IJ IJ IJ

馬 馬

義 義

藤 藤

龍 龍 正 龍 龍

馬

田

九 九 IJ 九

五.

狩

直

田

茂 茂

松成育てる会 前久光後援会 浜口ゆうじ後援会 働く者の明るい未来をつくる会

会計責任者

磯

Щ

紀

義 義

藤 藤

馬

田 田 岡 江 田

茂 茂 和 康 茂

馬 享 隆

代

表 者

土 松 義

屋

昭 善

九 •

Ŧi.

﨑

会計責任者

藤

龍

馬

新

旧

平成二六・

九 •

九

三 五. 届出年月日

異動事項

土屋すすむ後援会 岡山県酪農政治連盟 S

政治団体の名称 育てる会

◎岡山県選管告示第六十号

政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号)第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十六年十月三十一日

Щ
県
選
挙
管
理
委
員
会

		岡山県	要員長岡本選挙管理委員会	研	吾
一 政党の支部					
政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	Ħ
維新の党岡山県総支部	政治団体の名称	維新の党岡山県総支部	日本維新の会岡山県総支部	平成二六・	平成二六・ 九・二四
維新の党倉敷市支部	IJ	維新の党倉敷市支部	日本維新の会倉敷市支部	IJ	九 二 五
自由民主党岡山県ときわ会支部	主たる事務所の所在地	岡山市北区駅元町一-二-三〇一山陽S	岡山市北区駅元町一-二-三〇一㈱ジェ	IJ	九 · 一 八
		C開発㈱	イアール西日本岡山メンテック		
"	会計責任者	石 部 英 基	隅 田 康 男	JJ	"
二 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体	団体以外の政治団体)				

◎岡山県選管告示第六十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

平成二十六年十月三十一日

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

原光俊後援会 政治団体の名称

森本博子後援会 前久光後援会

代表者氏名

紀

森 磯 谷

本 Ш

博 正

子

九 • 一

平成二六・ 九・一八 解散年月日

員 長 岡 岡 Щ 県 選

挙 管 理 委

員

本

研

吾

◎岡山県選管告示第六十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があった。

平成二十六年十月三十一日

出をした者の氏名資金管理団体の届

公職の種類

岡山市議会議員

成

本 俊

資金管理団体の名称

なるもと俊一後援会

主たる事務所の所在地

岡 Щ 県 選 挙 管 委

理

委

員 숲

員

長

岡

本

岡山市東区西大寺中一-四-三一 成 本 俊

代表者氏名

平成二六・ 九 •

届出年月日

研 吾

| 三

◎岡山県選管告示第六十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があった。

平成二十六年十月三十一日

届出をした者の氏名

公職の種類

備前市議会議員

森本博子後援会

備前市伊里中四六六一一

森

本 博 子

資金管理団体の名称

主たる事務所の所在地

岡 Щ 県 選

管

理

委

員

委

員

長

岡

本

代表者氏名

本 博 子 平成二六・ 九・ 三

森

った旨の届出年月日 資金管理団体でなくな

吾

研

◎岡山県選管告示第六十四号

ように定めた。 五十六年岡山県選管告示第十三号)第一条第二項の規定により、 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程 証票の有効期限を次の (昭 和

平成二十六年十月三十一日

岡山県選挙管理委員会

平成二十七年一月 一日から平成二十九年十二月三十一日までの 間に交付する政治活

平成二十九年十二月三十一日までとする。

動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の

証票

(以 下

· 「証票」

という。

を受けた証票は、 平成二十六年十二月三十一日を有効期限とする証票を更新するため 平成二十七年一月一日に交付したものとみなす。